



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月8日金曜日 第2208号

### ◇ 目次 ◇

鳥獣保護区の存続期間の更新.....	771
休猟区の指定.....	773
特定猟具使用禁止区域の指定.....	780
指定自立支援医療機関の指定.....	780
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(5件).....	780
肥料の登録の失効.....	781
公有水面埋立免許.....	781
土地改良事業の計画の変更の認可(2件).....	782
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	782
開発行為に関する工事の完了.....	782
市営土地改良事業の施行の同意(3件).....	782

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告(2件).....	783
--------------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1123号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
鹿野川ダム周辺鳥獣保護区	大洲市肱川町の県道小田河辺大洲線の鹿野川大橋東端を起点とし、ここから県道肱川公園線を進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道を北東ないし南東に進み、市道ダム河辺橋線との交点に至る。ここから同市道を南東ないし北西に進み、市道公園清水橋線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、県道肱川公園線に出て、同県道をほぼ南東に進み、市道康申堂藤野原線との交点に至る。ここから同市道を南ないし西に進み、市道藤野原汗嵐線との交点に至り、ここから同市道を	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで	当該区域は、鹿野川湖のほかは丘陵地が多く植生も多様であり、鳥類の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。  また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ほぼ南に進み、同市と西予市野村町との境界で市道(野)汗嵐藤之原線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道(野)汗嵐長谷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道(野)長谷線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道(野)大重長谷線との交点に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、県道野村柳谷線に出る。ここから同県道をほぼ南東ないし南西に進み、県道肱川公園線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、市道(野)堂野窪線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、松尾橋東端に至る。ここから稜線<sup>ウダ</sup>を南東に進み、同市予子林の松尾部落の市道(野)河成堂野窪線に出て、同市道を南西に進み、市道(野)赤木線との交点に至り、ここから同市道を南ないし東に進み、市道(野)赤木佐須線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道(野)佐須線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同市野村町と同市城川町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、新辰の口橋を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、市道(野)大領地線に出て、同市道を北に進み、市道(野)坂石大領地線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進

<p>み、市道（野）坂石線との交点に至る。ここから同市道を北ないし南西に進み、市道（野）坂石関平線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道（野）中山線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道（野）植木中山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西ないし南に進み、市道（野）植木成穂線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道（野）釜川阿下線との交点に至る。ここから、同市道を北東ないし西に進み、白王橋南端に至り、ここから同橋を北西に進み、同橋北端で県道宇和野村線に出て、同県道を西に進み、市道（野）鎌田線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道（野）中通川西線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東ないし北東に進み、鎌田部落のシモダバで山林と耕地との境界に至り、ここから同境界をほぼ東ないし北東に進み、同市道に出る。ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、川平部落の観音平で同部落の突合に通じる谷との交点に至り、ここから同谷を北東に進み、同部落の突合から市道（野）栗木川平線に通じる山道に出て、同山道を西に進み、同市道に出て、同市道を西ないし北東に約170メートル進み、市道（野）中通川西線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし北西に進み、同市道に出る。ここから同市道を北に進み、川平部落と本村部落との</p>	<p>境界の稜線<sup>リム</sup>で山林と耕地との境界に至り、ここから同境界を北ないしほぼ南西に進み、同市栗木と同市西との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同市道に出て、同市道をほぼ北西に進み、市道（野）西脇川線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、同市と大洲市との境界で市道大平森線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西ないし西に進み、大豊橋南端に至る。ここから同橋を北東に進み、同橋北端で県道蔵川大谷線に出て、同県道を東に進み、市道久下大屋敷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、農道二本松線との交点に至り、ここから同農道を北東ないし、北西に進み、農道ジンジヤマ線との交点に至り、ここから同農道を北西に進み、農道オモダ線との交点に至り、ここから同農道をほぼ西ないし北東に進み、市道久下オクノタ線に出る。ここから同市道を北東ないし南東に進み、国道197号に出る。ここから同国道をほぼ北西に進み、鹿野川大橋西端に至り、ここから同橋を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>鹿島鳥 獣保護 区</p>	<p>南宇和郡愛南町鹿島の 全域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、林相は亜熱帯の樹林地としてこの地方を代表する照葉樹20余種が繁茂しており、野生鳥獣の良好な生息環境となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する野生鳥獣の育成環境を保</p>
--	---	--------------------------	--------------------------	------------	---

全する。  
また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

当該区域は、宅地、果樹園及び人工林が広い範囲を占めているものの、希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。

一方で、鳥獣による農作物への被害も多数発生している現状を踏まえ、有害鳥獣捕獲により被害を及ぼす鳥獣の生息数を調整するとともに、同地区に生息する他の鳥獣に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

○愛媛県告示第1124号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間
翠波休猟区	四国中央市寒川町の長谷川右岸と松山自動車道との交点を起点とし、ここから同自動車道を東に進み、中曽根鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を南ないし東に進み、法皇山脈に通じる山道に出て、同山道をほぼ南に進み、林道馬瀬線に出る。ここから同林道を南ないし西に進み、林道虫仏山線との交点に至る。ここから同林道を南ないし東に進み、市道法皇線に出る。ここから同市道を西ないし北西に進み、同市管理の作業道との交点に至る。ここから同作業道をほぼ北西に進み、林道観音谷線に出る。ここから同林道をほぼ北西に進み、長瀬橋東端に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
上野休猟区	四国中央市土居町入野の国道11号と浦山川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、宮久保川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、中の川橋西端で林道中の川線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南西に進み、二ツ岳登山道との交点に至る。ここから同登山道をほぼ南東に進み、同市と新居浜市との境界に至り、ここから同境界を西に進み、二ツ岳三角点（1,647メートル）及びエピラ山（1,677メートル）を経て、四国中央市と旧土居町大字上野と旧土居町大字浦山との境界の交点に至り、ここから旧土居町大字上野と旧土居町大字浦山との境界を北に進み、熊鷹山（1,098メートル）を経て更に同境界を北西に進み、住友林業株式会社の防火帯との交点に至る。ここから同防火帯北側をほぼ西に進み、河又川支流に出て、同川右岸を下流に進み、関川との合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、熊谷大橋東端で同国道との交点に至り、ここから同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
大久保休猟区	新居浜市船木の池田池入口の市道坂ノ下大久保線と国道11号との交点を起	同上

下伊台道後山鳥獣保護区  
松山市石手二丁目の石手寺前の国道317号と県道六軒家石手線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、市道道後41号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道道後42号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、県道六軒家石手線に出て、同県道を北西に進み、市道道後88号線との交点に至る。ここから同市道を北東ないし南西に進み、市道145号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道道後90号線との交点に至る。ここから、同市道を南西に進み、市道道後87号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道松山北条線に出る。ここから、同県道を北西に進み、市道道後97号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、市道道後98号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道松山北条線に出て、同県道をほぼ北東ないし東に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、市道湯山36号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南西に進み、国道317号に出て、同国道を南西ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同上

	<p>点とし、ここから同国道を東に進み、同市と四国中央市との境界の交点に至り、ここから同境界を南に進み、下兜山三角点（1,233.7メートル）に至る。ここから通称大多羅稜線の歩道に出て、同歩道を北西に進み、通称城ヶ尾稜線の歩道との交点に至り、ここから同歩道をほぼ北に進み、孝々谷川と客谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、市道坂ノ下大久保線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、市道松端上原線を横断し、更に、市道坂ノ下大久保線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>びにこれに続く市道加茂1号線、市道加茂10号線及び市道加茂3号線を西ないし北に進み、ミヨジャ峠（807.0メートル）に至る。ここから旧加茂大生院の稜線を西に進み、カマキリ山三角点（538.3メートル）を経て、加茂川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>赤石休猟区</p>	<p>新居浜市別子山床鍋の床鍋谷と銅山川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、別子ダムえん堤北端に至り、ここから同ダム貯水池の常時満水位の貯水線の北岸に沿ってほぼ南西に進み、中七番部落で平家谷と七番谷川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、県道新居浜別子山線と住友林業株式会社の私設作業道との交点に至り、ここから同作業道をほぼ西ないしほぼ北に進み、通称大坂屋敷越で旧別子山村と旧新居浜市との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、西山三角点（1,428.7メートル）及び銅山越を経て、更に同境界を北東に進み、西赤石山三角点（1,626.1メートル）を経て、更に同境界をほぼ東に進み、物住頭で旧別子山村と旧新居浜市と四国中央市との境界の交点に至る。ここから旧別子山村と四国中央市との境界を東に進み、東赤石山三角点（1,706.6メートル）を経て、更に同境界を東に進み、権現越で床鍋谷に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、同谷に出て、同谷右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>途中之川休猟区</p>	<p>西条市小松町大郷の市道山神線と県道石鎚丹原線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東に進み、同県道の終点に至る。ここから市道湯浪横峰線に至り、ここから同市道を南東に進み、横峰寺山門前を経て、間伐作業道横峰天ヶ峠線との交点に至る。ここから同作業道を南西に進み、同作業道終点に至る。ここから天ヶ峠を経て戸石に通じる山道を南西ないし西に進み、戸石を経て林道戸石天ヶ峠線をほぼ西に進み同町と西条市丹原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、通称大郷戸石越えの山道との交点に至り、ここから同山道を北東に進み、市道山神線に出て、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>市之川・加茂休猟区</p>	<p>西条市釜の口の加茂川と市之川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、丸野部落を経て、同川上流端に至り、ここから同川に続く谷筋に沿って南東に進み、ジョウシウネ三角点（1,381.8メートル）で石鎚山系鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を西ないし南に進み、吉居川に出て、同川右岸を下流に進み、市道加茂8号線との交点に至り、ここから同市道並</p>	<p>同 上</p>	<p>千原休猟区</p>	<p>西条市丹原町鞍瀬の国道11号を西条市小松町に向かい、鞍瀬橋と中山川の交点の右端を起点とし、同川を下流に向かい右岸を約50メートル進み鞍瀬川に至る。ここから同川を上流に向かい右岸を進み、饒敷橋に至る。ここから山道をほぼ南に進み饒敷部落に至り、ここから更に山道を進み、東温市との境界の交点に至る。ここから西条市と東温市との境界を北西に進み、面木山（988.3メートル）を経て、県道皿ヶ嶺公園滑川線を横断し、滑川を渡り、更に同境界を北西に進み、再度、同川、同県道を横断し、同境界を北に進み、国道11号に至る。ここから同国道を西条市小松町方面に向かって進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
			<p>木地休猟区</p>	<p>今治市と西条市と国有林（木地奥事業区）との境界の三角点（1,118.3メートル）を起点とし、ここから国有林と民有林との境界をほぼ西ないし北に進み、三角点（1,003.3メートル）を経て、檜原山山頂（1,041メートル）の奈良原神社に至る参道に出る。ここから同参道を北東に進み、同神社に至り、ここから上木地登山道を北東に進</p>	<p>同 上</p>

	<p>み、市道木地川本線に出て、同市道を南に進み、同市道と林道コタマゴ線の起点との交点に至る。ここから、同林道並びにこれに続く山道を南東に進み、両市の境界に至り、ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>道堀江2号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道堀江3号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、長谷三角点(379.6メートル)に至る山道との交点に至り、ここから同山道を南西に進み、同三角点を経て、さらに同山道を南西に進み、市道伊台38号線に出る。ここから同市道を南東に進み、市道伊台39号線との交点に至り、ここから同市道を南ないし南西に進み、市道伊台63号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、県道松山東部環状線を横断し、標高点(236メートル)に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線を南東に進み、同標高点を経て、更に同稜線を南東に進み、県道松山北条線に出て、同県道を西ないし南西ないしほぼ南に進み、市道清水80号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道清水77号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、市道清水53号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道清水47号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道清水46号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道清水32号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道清水10号線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道潮見59号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、県道松山東部環状線に出て、同県道を西に進み、市道潮見82号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道196号に出て、同国道を北に進み、県道平田北条線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>萩原休猟区</p>	<p>松山市と今治市との境界と国道196号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南東ないし北東に進み、県道才之原菊間線に出て、同県道を南ないし南西に進み、県道北条玉川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道北条立岩線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道庄1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道中通神田線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道粟井浅海線に出て、同県道をほぼ北東ないしほぼ北西に進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>小野休猟区</p>	<p>松山市平井町の市道小野25号線と市道小野3号線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、松山市平井町と市食場町の境界との交点に至り、ここから同境界を東ないし北に進み、観音山の横谷三角点(518.1メートル)で小野三角点(592.1メートル)に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北に進み、同三角点を経て、更に同山道を北東ないし東ないし北に進み、市道湯山40号線に出て、同市道を北東に約300メートル進み、小屋峠三角点(665.1メートル)に通じる稜</p>
<p>九川休猟区</p>	<p>松山市東川町の国道317号と県道湯山高縄北条線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、市道九川宝坂線との交点に至り、ここから同市道を北東ないし北西に進み、高縄山鳥獣保護区界との交点に至る。ここから同区界をほぼ東ないしほぼ北東に進み、市道米之野高縄線との交点に出て、同市道をほぼ北東ないしほぼ東に約3キロメートル進み、北三方ヶ森に至る稜線に向かう山道との交点に至る。ここから同山道及びこれに続く谷を南東に進み、同稜線との交点に至る。ここから同稜線を東ないし北東に進み、林道高為線に通じる山道に出る。ここから同山道を南に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南東に進み、同国道に出て、同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>		
<p>権現休猟区</p>	<p>松山市堀江町の県道平田北条線とJR四国予讃線との交点を起点とし、ここから、同線を北東に進み、郷谷川に出て、同川右岸を東に進み、郷谷川橋北端で県道長井方堀江線との交点に至り、ここから同県道を東ないし北東ないし南東に進み、市道堀江147号線との交点に至る。ここから、同市道を南西に進み、市道堀江4号線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市</p>	<p>同 上</p>		

	<p>線との交点に至る。ここから同稜線<sup>015</sup>を東に進み、同三角点を経て、更に標高点(691メートル)に向かって同稜線<sup>015</sup>を北東に進み、県道河中平井停車場線を横断し、更に同稜線<sup>015</sup>を東に進み、同標高点に至る。ここから標高点(771メートル)に向かって同稜線<sup>015</sup>を南東に進み、同標高点を経て、更に同稜線<sup>015</sup>を東に進み、松山市と東温市との境界との交点に至る。ここから同境界を南東ないし南西に進み、標高点(393メートル)で市道小野8号線に通じる山道に出て、同山道をほぼ南西に進み、同市道に出て、同市道を北西に進み、市道小野146号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道小野9号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道小野145号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道小野144号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道河中平井停車場線に出て、同県道を南西に進み、市道小野13号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道小野12号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道小野21号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道小野25号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、林道大谷第2線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北東に進み、林道ハダゴ線との交点に至る。ここから同林道を北東ないし南に進み、林道敷野線に通じる農道との交点に至り、ここから同農道を北東ないし南に進み、同林道に出て、同林道を北に進み、県道広田双海線に出て、同県道を東ないし北西ないしほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>窪野休猟区</p>	<p>松山市東方町の県道三坂松山線と市道久谷2号線との交点を起点とし、ここから同市道を東ないし北東に進み、松山市と東温市との境界との交点に至り、ここから同境界をほぼ南東に進み、松山市と久万高原町との境界との交点に至る。ここから同境界を南ないし南西に進み、県道三坂松山線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>陣ヶ森岳休猟区</p>	<p>伊予市中山町中山の県道串中山線と国道56号との交点を起点とし、同国道をほぼ南西に進み、伊予市と内子町との境界との交点に至り、ここから同境界をほぼ西ないしほぼ北に進み、県道串中山線との交点に至り、ここから同県道を南東ないしほぼ北ないし東に進み、市道永木坂本線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道福住線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道永木内子線に出て、同県道を北東に進み、県道石畳中山線との交点に至り、ここから同県道を南東ないし北東に進み、市道永木梅原線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西ないしほぼ北に進み、県道串中山線に出て、同県道をほぼ北東に進み、重藤峠で松山自動車道の側道に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北西に進み、同側道に出て、同側道を北東に進み、林道柚之木線との交点に至る。ここから同林道及びこれに続く山道を北東ないしほぼ南東に進み、柚之木上組集落で県道串中山線に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南東に進み、同県道に出て、同県道をほぼ南東ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>秦皇山休猟区</p>	<p>伊予市中山町栗田の県道広田双海線と県道中山砥部線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南西に進み、県道久万中山線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西ないし北西に進み、国道56号に出て、同国道を北西に進み、県道野中長沢線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東ないしほぼ北東に進み、市道小池秦皇山線との交点に</p>	<p>同上</p>	<p>陣ヶ森岳休猟区</p>	<p>東温市下林の県道美川松山線と県道伊予川内線との交点を起点とし、ここから同県道を東に進み、市道助兼横根線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道下林2号線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、標高点(258メートル)に向かう稜線<sup>015</sup>との交点に至る。ここから同稜線<sup>015</sup>を東に進み、同標高点を経て、更に同稜線<sup>015</sup>を東ないし南東に進み、番駄ヶ森の標高点(605メートル)を経て、更に同稜線<sup>015</sup>をほぼ南に進み、扇畑三角点(65</p>	<p>同上</p>

	<p>8.5メートル)を経て、更に同稜線(0145)を南東に進み、象ヶ森三角点(703.3メートル)を経て、更に同稜線(0145)を南東に進み、民有林と国有林との境界との交点に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、拜志川に出て、同川右岸を北西に進み、高智橋東端で県道美川松山線との交点に至り、ここから同県道を北ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>久万高原町との境界との交点に至り、ここから東温市と上浮穴郡久万高原町との境界を南西に進み、滑川溪谷の遊歩道に出て、同遊歩道を北西に進み、市道滑川海上2号線に出て、同市道を北西に進み、県道皿ヶ嶺公園滑川線に出て、同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
添谷休猟区	<p>東温市松瀬川の県道湯谷口川内線と県道湯谷口松瀬川線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、林道松瀬川本谷線との交点に至り、ここから同林道及びこれに続く山道を北東ないし北に進み、稔山の天子谷三角点(916.6メートル)に向かう稜線(0145)との交点に至る。ここから同稜線を北東に進み、同三角点を経て、更に同稜線を北東に進み、東温市と西条市との境界との交点に至り、ここから同境界を南西ないし南東に進み、国道11号に出て、同国道をほぼ南に進み、市道一ヶ谷土谷線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道松皮峠線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、県道湯谷口川内線に出て、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上	万年休猟区	<p>伊予郡砥部町大南の県道大平砥部線と国道379号との交点を起点とし、ここから同国道を南ないし南東ないしほぼ南西に進み、瀧見橋西端で標高点(587メートル)に向かう稜線(0145)との交点に至る。ここから同稜線を西に進み、同標高点を経て、さらに同稜線を西に進み、間戸峠に至る山道に出て、同山道をほぼ南西に進み、県道中山砥部線を横断し、砥部町と伊予市との境界との交点に至る。ここから同境界を北西に進み、県道大平砥部線に出て、同県道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上
則之内休猟区	<p>東温市則之内の県道美川川内線と国道11号との交点を起点とし、ここから同国道を東に進み、国道494号との交点に至り、ここから同国道を南東ないし西に進み、宝蔵寺地区から標高点(588メートル)に至る山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、同標高点を経て、更に同山道を南西に進み、奥惣田三角点(856.0メートル)に至る稜線(0145)との交点に至り、ここから同稜線を南西ないし西に進み、同三角点を経て、更に同稜線を西に進み、標高点(594メートル)で市道惣田谷線に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南に進み、同市道に出て、同市道を西ないし南西に進み、県道美川川内線に出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上	東明神休猟区	<p>上浮穴郡久万高原町と松山市との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南東に進み、町道皿木線との交点に至る。ここから同町道を西に進み、皿木部落で正持ヶ峠に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を西ないし北西に進み、同峠に至る。ここから同町大字二名と同町大字東明神との境界を北に進み、同町と同市との境界に至る。ここから同境界を東に進み、黒森山三角点(1,154.2メートル)を経て、更に同境界を北東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上
滑川休猟区	<p>東温市と西条市との境界と県道皿ヶ嶺公園滑川線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ東ないしほぼ南東ないし南西に進み、東温市と西条市と</p>	同上	西ノ川休猟区	<p>上浮穴郡久万高原町露峰と同町大川との大字界と国道33号との交点を起点とし、ここから同大字界を南西に進み、三角点(819.3メートル)を経て、同町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、三角点(977.1メートル)を経て、今生坂峠で芋坂鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ北に進み、国道380号に出て、同国道をほぼ東に進み、国道33号との交点に至り、ここから同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上
			大成休猟区	<p>上浮穴郡久万高原町苜草の国道494号と町道大成線との交点を起点とし、</p>	同上

	<p>ここから同町道をほぼ北東に進み、町道坂瀬線との交点に至る。ここから同町道をほぼ北に進み、民有林と国有林との境界で林道坂瀬線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南ないし、南東に進み、面河川に出て、同区界をほぼ南西に進み、県道西条久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西ないし西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>白杵休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町と喜多郡内子町と伊予郡砥部町との境界の交点となる三郷の辻三角点(931.9メートル)を起点とし、ここから久万高原町と内子町の境界を南東ないし南に進み、国道380号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、町道大平高山畑谷線との交点に至り、ここから同町道並びにこれに続く通称玄台越え山道を北西に進み、町道倉谷倉頭線に出る。ここから同町道を西ないし北西に進み、県道久万中山線に出る。ここから同県道を西に進み、同町と砥部町との交点に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>二箇休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町黒藤川の県道美川川内線と町道木地線との交点を起点とし、ここから同町道を北東ないしほぼ西に進み、農道置依線との交点に至る。ここから同農道をほぼ北西ないし東に進み、町道蓑川線に出て、同町道をほぼ東ないし北西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ北東に進み国道494号との交点に至る。ここから同国道をほぼ東に進み、愛媛県と高知県の境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないし南東に進み、よらきれ部落に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ西に進み、林道長崎明神山線に出る。ここから同林道をほぼ西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>雨霧休猟区</p>	<p>喜多郡内子町本川の県道小田柳谷線と県道美川小田線との交点を起点とし、ここから同県道を東に進み、町道中畦面谷線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南東に進み、林道蔵ヶ谷面谷線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南西に進み、作業道花屋線との交点に至る。ここから同作業道をほぼ南東に進み、県道上川小田深山線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、国有林と民有地との境界に至る。ここから同境界を西に進み、小田深山鳥獣保護区との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、同町と大洲市との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、町道用の山線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、県道小田柳谷線との交点に至る。ここから同県道を北東ないしほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>高野休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町の国道440号と県道猪伏西谷線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、猪伏鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南ないし西に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北西ないし北東に進み、中久保橋を経て、更に同国道を南東ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>大洲松尾休猟区</p>	<p>大洲市柚木の国道441号と県道大洲野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし南東に進み、森山部落を経て、更に同県道を南西に進み、市道蔵川梅川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、市道梅川札掛線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道北只横野線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道56号に出る。ここから同国道を北に進み、市道黒木野佐来線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、北山橋北端で国道441号に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>只海休猟区</p>	<p>喜多郡内子町平岡の県道肱川公園線と旧内子町と旧五十崎町との境界との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ東に進み、県道坊屋敷小田線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、県道坊屋敷小田線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、県道肱川公園線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>			

<p>長浜西休 猟区</p>	<p>大洲市長浜町沖浦の国道378号と県道長浜中村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道長浜保内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、楠の木部落及び別府部落を経て、更に同県道を南に進み、奥部落の通称社宅で金山出石寺鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を南西に進み、浄心山三角点(781.6メートル)で同市と八幡浜市との境界に至る。ここから同境界を西ないし北に進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>出る。ここから同市道を南東ないし北西に進み、同市と大洲市との境界の交点に至る。ここから西予市と大洲市との境界を北東ないし南東に進み、三角点(665.2メートル)を経て、更に同境界をほぼ東に進み、県道大洲野村線に出て、同県道をほぼ南西に進み、県道高瀬松溪線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>瀬田横尾 地休猟区</p>	<p>八幡浜市須川の国道378号と県道長浜保内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、市道瀬田坊秦野線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同市日土町野地のシラクスレ谷に出て、同谷を北に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、鞍掛山三角点(629.4メートル)に至り、ここから稜線を南西に進み、国道197号の名坂トンネルに出て、ここから同国道を北西に進み、国道378号との交点に至り、ここから同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>西予市城川町高野子の県道日向谷高野子線と国道197号との交点を起点とし、ここから同国道を南東ないし南西に進み、同市と鬼北町との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、三角点(594.1メートル)、御在所山(908.1メートル)、三角点(821.3メートル)を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、林道下惣川線の終点に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線を北東に進み、同林道の終点に出る。ここから同林道をほぼ北東に進み、市道下惣川線に出て、同市道を北東ないし北に進み、市道広田今田線との交点に至る。ここから同市道を北ないし東に進み、市道土居愛治線との交点に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道を南東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>河内休 猟区</p>	<p>西予市と八幡浜市との境界と県道八幡浜宇和線との交点を起点とし、ここから同境界を北西ないし北東に進み、西予市と八幡浜市と大洲市との境界の交点に至り、ここから西予市と大洲市との境界を東に進み、国道56号の鳥坂隧道上に至る。ここから同隧道上を南西に進み、同隧道南口で同国道に出て、同国道をほぼ南西に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、多田鳥獣保護区の区域を除いた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>宇和島市三間町黒井地の通称板ヶ谷峠を起点とし、ここから市道奥木戸前線に通じる山道を南ないし南西に進み、同市道に出て、同市道をほぼ南に進み、市道木戸前線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道西谷線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道黒井地本線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道広見吉田線に出る。ここから同県道を東に進み、県道伊予宮ノ下停車場務田線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道広見三間宇和島線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、同町と旧宇和島市との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、同町と旧宇和島市と同市吉田町との境界の交点に至る。ここから同市三間町と同市吉田町との境界をほぼ北に進み、十本松峠を経て、更に同境界をほぼ北東に進み、齒長山で同市三間町</p>	<p>同 上</p>
<p>溪筋・富 野川休 猟区</p>	<p>西予市野村町松溪の県道高瀬松溪線と国道441号との交点を起点とし、ここから同国道を南西に進み、市道寺谷梶原橋詰線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道寺谷線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、林道藤ヶ成線との交点に至る。ここから同林道を北西に進み、市道籠谷線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北西に進み、同市道に</p>	<p>同 上</p>	<p>出る。ここから同市道を南東ないし北西に進み、同市と大洲市との境界の交点に至る。ここから西予市と大洲市との境界を北東ないし南東に進み、三角点(665.2メートル)を経て、更に同境界をほぼ東に進み、県道大洲野村線に出て、同県道をほぼ南西に進み、県道高瀬松溪線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>

	と同市吉田町と西予市との境界の交点に至る。ここから同市三間町と西予市との境界を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
長月休猟区	南宇和郡愛南町御荘平城の県道猿鳴平城線の和口橋を起点とし、ここから和口川をほぼ北に進み、金刀比羅橋で金刀比羅神社参道との交点に至る。ここから同参道を西に進み、金刀比羅神社に至り、ここから稜線を北西に進み、松軒山三角点(190.0メートル)を経て、更に同稜線をほぼ北に進み、西平山及び通称石鎚山三角点(579.7メートル)を経て、更に同稜線を北東に進み、和口山で、旧御荘町と旧城辺町との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、通称ハンケン山三角点(704.3メートル)を経て、更に同境界を東ないし南に進み、同県道に出る。ここから同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

平成22年10月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
下島山大谷特定猟具使用禁止区域	西条市の市道玉津4号線の下島山橋北端を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道玉津大谷東線との交点に至る。ここから同市道並びにこれに続く市道八幡原下島山線を東に進み、市道大谷東線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、東大谷川に出て、同川右岸を上流に進み、同市と新居浜市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、渦井川左岸堤防に出て、同堤防を北西に進み、鷺橋南端で市道下島山所敷線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道玉津4号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、下島山橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで	銃 器
東蓮寺ダム特定猟具使用禁止区域	宇和島市吉田町沖村の東蓮寺ダムの区域一円(水面)	同 上	同 上

○愛媛県告示第1125号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

○愛媛県告示第1126号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年10月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
トマト調剤薬局樽味店	松山市樽味四丁目3番33号	株式会社徳島共和薬品	精神通院医療(薬局)	平成22年8月1日
清保堂薬局がんセンター前	松山市南梅本町甲198番1	有限会社清保堂	精神通院医療(薬局)	平成22年8月1日
しば薬局	松山市祇園町1-44	エヌエスメディカル株式会社	精神通院医療(薬局)	平成22年9月1日
旭調剤薬局井門店	松山市井門町459番地4	有限会社旭調剤薬局	精神通院医療(薬局)	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1127号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、東温市下林及び上村地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業(ため池等整備事業・阿弥陀地区)計画書の

写し

- 縦覧期間  
平成22年10月12日から平成22年11月9日まで
- 縦覧場所  
東温市役所本庁

○愛媛県告示第1128号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、伊予郡松前町大字横田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたの

で、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・蓼原地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年10月12日から平成22年11月9日まで

3 縦覧場所

松前町役場

○愛媛県告示第1129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・茨谷下地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年10月12日から平成22年11月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市本谷及び常竹地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・本谷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年10月12日から平成22年11月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市中通、上難波及び萩原地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・難波地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年10月12日から平成22年11月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1132号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年9月26日	愛媛県第1244号	混合有機質肥料	宇和混合有機2号	窒素全量 2.0 りん酸全量 14.0	株式会社研農 高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第1133号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市波方町波方字石持甲1571番4から同甲1609番9までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D.L.+3.29メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市波方町大字波方字石持乙482番地の1、国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

1点は、基点から真北86度00分15秒502.71メートルの地点

2点は、1点から真北95度37分40秒5.30メートルの地点

3点は、2点から真北128度20分08秒4.00メートルの地点

4点は、3点から真北218度20分08秒5.30メートルの地点

5点は、4点から真北128度20分08秒58.08メートルの地点

6点は、5点から真北38度20分08秒1.30メートルの地点

7点は、6点から真北128度20分08秒66.66メートルの地点

8点は、7点から真北218度20分08秒1.30メートルの地点

9点は、8点から真北128度20分08秒48.40メートルの地点

10点は、9点から真北38度20分08秒5.30メートルの地点

11点は、10点から真北128度20分08秒5.26メートルの地点

12点は、11点から真北195度51分13秒5.26メートルの地点

13点は、12点から真北285度51分13秒5.30メートルの地点

14点は、13点から真北195度51分13秒14.52メートルの地点  
15点は、14点から真北105度51分13秒5.30メートルの地点  
16点は、15点から真北195度51分13秒17.93メートルの地点

ウ 面積

8,746.46平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市波方町波方字石持甲1571番4から同甲1609番9までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市波方町大字波方字石持乙482番地の1、国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

A点は、基点から真北98度36分32秒468.73メートルの地点

B点は、A点から真北31度37分22秒52.12メートルの地点

C点は、B点から真北5度37分22秒84.71メートルの地点

D点は、C点から真北301度33分09秒13.92メートルの地点

E点は、D点から真北38度20分07秒118.40メートルの地点

F点は、E点から真北128度20分07秒290.00メートルの地点

G点は、F点から真北218度20分07秒205.14メートルの地点

H点は、G点から真北308度23分24秒73.99メートルの地点

I点は、H点から真北317度34分34秒7.76メートルの地点

J点は、I点から真北306度59分40秒91.59メートルの地点

ウ 面積

56,794.36平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地 約8,610平方メートル

道路用地 約70平方メートル

水路用地 約70平方メートル

合計 約8,750平方メートル

4 埋立免許年月日

平成22年9月30日

○愛媛県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市見奈良土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成22年9月15日認可した。

平成22年10月8日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

○愛媛県告示第1135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成22年9月15日認可した。

平成22年10月8日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

○愛媛県告示第1136号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・溝辺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月8日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・溝辺地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成22年10月12日から11月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第1137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月8日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第33号 平成22年9月29日	伊予市下吾川字鳥ノ木341番1	松山市針田町109番地9 新日本建設株式会社

○愛媛県告示第1138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・白浦地区）の施行に平成22年9月30日同意した。

平成22年10月8日

愛媛県南予地方局長 高魚 貞利

○愛媛県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・白浜地区）の施行に平成22年9月30日同意した。

平成22年10月8日

愛媛県南予地方局長 高魚 貞利

## ○愛媛県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・風部地区）の施行に平成22年9月30

日同意した。

平成22年10月8日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年9月17日	特定非営利活動法人 禁煙推進の会えひめ	豊 田 茂 樹	松山市古川南3丁目19番34号	この法人は、喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を広く県内外に向けて啓発する事業を行うことにより、健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年9月24日	特定非営利活動法人 フェローシップステーション	三 好 大 助	松山市西一万町10番地2	この法人は、障がいを持つ人々が精神的・経済的に自立して、生き甲斐、働き甲斐を感じながら社会参加・就労できるようになるために、今後ますます発展を遂げるコンピュータやその領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する業務を行い、障がい者の社会参画と自立に寄与することを目的とする。